

厚木市斎場条例の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和 8 年 10 月 5 日

厚木市長

山口 貴裕

厚木市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

厚木市立老人憩の家条例（昭和48年厚木市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚木市立いこいの家条例

第1条中「老人の」を「地域住民の」に、「ほか、地域住民の」を「とともに、」に、「厚木市立老人憩の家」を「厚木市立いこいの家」に、「憩の家」を「いこいの家」に改める。

第2条、第3条第1項及び第5条中「憩の家」を「いこいの家」に改める。

別表中

「

厚木市立愛名老人憩の家
厚木市立長坂老人憩の家
厚木市立上古沢老人憩の家
厚木市立下古沢老人憩の家
厚木市立下沖老人憩の家
厚木市立岡田老人憩の家
厚木市立林老人憩の家
厚木市立岡津古久老人憩の家
厚木市立関口老人憩の家
厚木市立下川入老人憩の家
厚木市立金田老人憩の家
厚木市立宮本老人憩の家
厚木市立尼寺老人憩の家
厚木市立緑ヶ丘老人憩の家
厚木市立七沢老人憩の家
厚木市立千頭老人憩の家
厚木市立上落合老人憩の家
厚木市立片平老人憩の家
厚木市立中戸田老人憩の家
厚木市立上依知老人憩の家
厚木市立船子老人憩の家
厚木市立酒井老人憩の家
厚木市立山際老人憩の家
厚木市立下依知老人憩の家
厚木市立藤塚老人憩の家
厚木市立温水老人憩の家
厚木市立長谷老人憩の家
厚木市立及川老人憩の家
厚木市立鳶尾老人憩の家

厚木市立戸室老人憩の家
厚木市立日枝老人憩の家
厚木市立山際南部老人憩の家
厚木市立妻田東老人憩の家
厚木市立妻田西老人憩の家
厚木市立荻野久保老人憩の家
厚木市立荻野新宿老人憩の家
厚木市立温水・恩名老人憩の家
厚木市立愛甲老人憩の家
厚木市立毛利台老人憩の家
厚木市立三田老人憩の家
厚木市立厚木南老人憩の家
厚木市立金田東老人憩の家

」

を
「

厚木市立愛名いこいの家
厚木市立長坂いこいの家
厚木市立上古沢いこいの家
厚木市立下古沢いこいの家
厚木市立下沖いこいの家
厚木市立岡田いこいの家
厚木市立林いこいの家
厚木市立岡津古久いこいの家
厚木市立関口いこいの家
厚木市立下川入いこいの家
厚木市立金田いこいの家
厚木市立宮本いこいの家
厚木市立尼寺いこいの家
厚木市立緑ヶ丘いこいの家
厚木市立七沢いこいの家
厚木市立千頭いこいの家
厚木市立上落合いこいの家
厚木市立片平いこいの家
厚木市立中戸田いこいの家
厚木市立上依知いこいの家
厚木市立船子いこいの家
厚木市立酒井いこいの家
厚木市立山際いこいの家
厚木市立下依知いこいの家
厚木市立藤塚いこいの家

厚木市立温水いこいの家
厚木市立長谷いこいの家
厚木市立及川いこいの家
厚木市立鳶尾いこいの家
厚木市立戸室いこいの家
厚木市立日枝いこいの家
厚木市立山際南部いこいの家
厚木市立妻田東いこいの家
厚木市立妻田西いこいの家
厚木市立荻野久保いこいの家
厚木市立荻野新宿いこいの家
厚木市立温水・恩名いこいの家
厚木市立愛甲いこいの家
厚木市立毛利台いこいの家
厚木市立三田いこいの家
厚木市立厚木南いこいの家
厚木市立金田東いこいの家

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。